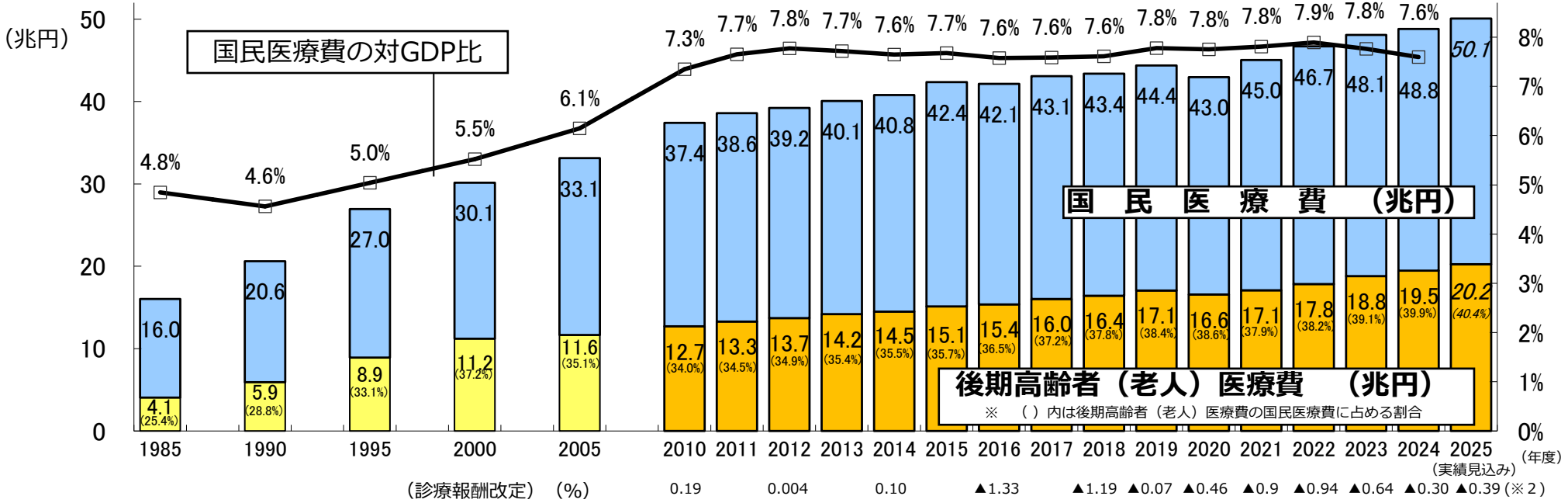
医療費の動向



（主な制度改正）
2000年以降

- **介護保険制度施行**
- **高齢者１割負担導入（2000）**
- **高齢者１割負担徹底（2002）**
- **老人医療の対象年齢５年間で段階的引上げ（2002～2007）**
- **被用者本人３割負担等（2003）**
- **現役並み所得高齢者３割負担等（2006）**
- **未就学児２割負担（2008）**
- **70-74歳２割負担(※1)（2014）**
- **一定以上所得高齢者２割負担（2022）**

＜対前年度伸び率＞

（%）

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2	4.8	3.7	3.0	1.5	*2.6*
後期高齢者（老人）医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	0.6	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.9	3.1	4.5	5.4	3.6	*3.9*
GDP	7.2	8.6	2.4	1.7	0.8	1.7	▲1.0	0.1	2.9	2.8	3.4	0.8	2.0	0.4	0.1	▲2.9	4.0	2.6	4.7	3.7	-

注１　GDPは内閣府発表の国民経済計算による。なお、1993年度以前のGDPは平成12年基準、1994年度以降のGDPは令和２年基準の数値である。
注２　後期高齢者（老人）医療費は、後期高齢者医療制度の施行前である2008年3月までは老人医療費であり、施行以降である2008年4月以降は後期高齢者医療費。
注３　2025年度の国民医療費（及び2025年度の後期高齢者医療費。以下同じ。）は実績見込みである。2025年度分は、2024年度の国民医療費に2025年度の概算医療費の伸び率（上表の斜字体）を乗じることによって推計している。
（※1）70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。
（※2）診療報酬改定のうち影響を受ける期間を考慮した値を計上している。なお、薬価の中間改定については、実績あるいは実績見込みの国民医療費を用いて、当該年度の薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算したもの。

医療費の伸び率の要因分解

	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R２年度 (2020)	R３年度 (2021)	R４年度 (2022)	R５年度 (2023)	R６年度 (2024)	R７年度 (2025)
医療費の伸び率 ①	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%	3.0%	1.5%	*2.6%*（注１）
人口増の影響 ②	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	*-0.5%*
高齢化の影響 ③	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.7%	0.6%	*0.7%*（注２）
診療報酬改定等 ④	0.004%		0.1% -1.26% 消費税対応 1.36% （注３）		-1.33%（注４）		-1.19%（注５）	-0.07%（注６）	-0.46%（注７）	-0.9%（注８）	-0.94%	-0.64%	-0.30%（注９）	*-0.39%*
その他 （①−②−③−④） ・医療の高度化 ・受療行動の変化 等	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.2%	3.4%	1.6%	*2.8%*
制度改正			H26.4 70-74歳 2割負担 （注10）								R4.10 一定以上 所得高齢者 2割負担			

注１：医療費の伸び率は、令和６年度までは国民医療費の伸び率、令和７年度は概算医療費（審査支払機関で審査した医療費）の伸び率（上表の斜体字、速報値）であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
注２：令和７年度の高齢化の影響は、令和６年度の年齢別１人当たり医療費と令和６年度、７年度の年齢別人口からの推計値である。
注３：平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。
注４：平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。
　　なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。
注５：平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。
注６：令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定（診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%）のうち影響を受ける期間を考慮した値。
注７：令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。
注８：令和３年度以降の診療報酬改定のない年は、それぞれの国民医療費（令和７年度は見込み）を用いて、当該年度それぞれの薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
注９：令和６年度以降は診療報酬改定のうち、影響を受ける期間を考慮した値。
注10：70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。